

## 巻頭言

### 次々と発生する食品の安全問題

玉木 武

「安心と安全」という一連のフレーズは、BSEを始め残留農薬や食品添加物などが社会問題化して食品の安全性が問われはじめて出てきました。今まで「安全で安心な食品」という言い方は一般的にはいわれてきませんでした。行政関係では農水省がいいだしました。これに対しは関係識者や研究者サイドなどからいろんな意見が出てきていることはご案内の通りです。

リスク（危険の度合い）が0というものはありません。しかし普通の生活には全く支障のない程度のリスクであるとまず安心と置いてよいわけです。ところが「安心」とはリスク0を求めています。慢性のリスクが大きくても急性症状が出ないため安心して食しているものが天然の食材には多くあります。

「安全」は科学により追求されますが、「安心」には科学性が乏しく、主観的で情緒的だとの指摘が後を絶ちません。

現在、食の安全問題で企業サイドの社会的責任感のない行為が多く露呈してきています。また、輸入食品にも多くの疑惑の目が注がれていて、特に中国産の食品に対し、わが国では中国の10社以上に対して我が国への輸出を停止しています。米国も輸入食品の安全性確保に神経をとがらせており閣僚級の対策部会を持ったと報じています。

米国は前大統領のクリントン氏が大統領就任時（1997-1-25）に食の安全に関する声明（Foodsafety Initiative発議）を出し、食品由来の疾病防止のため「食品の危害要因の分析を通じて食品の製造工程を十分管理することによる衛生管理手法（HACCP）」の導入を決めています。2年後の1999-10には、全国民の10%をカバーするFood Netの構築によって得た情報により、CDC（感染症研究所）が「米国内では毎年7千6百万人が食品に関連した疾病に罹患し、うち32万5千人が入院、約5千人が死亡」と発表し世界的な関心を呼びました。これに対して2代前のWHOの事務総長ブルントラント女史（ノールウェイ元首相、小児科医）は「工業先進国の住民30%が毎年食品に起因する疾病で苦しんでいる」と発表し、欧米あげて食の安全が政治問題となりました。

ところが、この傾向に我が国では、政界、経済界、学者評論家、消費者など

においてほとんどが関心を示しませんでした。BSEの発生が契機となって、内閣府に食品安全委員会が設置され、厚生労働省所管の食品衛生法が大幅な改正となりました。経済界も、原発、自動車、建築物など安全管理への取り組み不足が露呈し、社内に倫理要綱を設定する動きが求められてきました。

これまでは、法令違反にならない「法令遵守」が前提となる企業活動でしたが、ここ数年の社会環境は大きく変化してきています。それは「違法でなければ何をしてもよいとはいえない。法令遵守のみでは不十分だ」という社会認識の流れです。例の国会議員の事務所費問題で現行の政治資金規正法の「ルールに従った」という「ルール遵守」では政治への信頼は取り戻せないし、社会的コンセンサスも得られないという論法です。

また、食品企業で最近メディアの大々的な報道対象となった、菓子専門の不二家や北海道のミートホープなどの営業活動には健康被害の報告は出ていませんし、これからもその可能性は低いとみられているため営業停止とか禁止までも踏み込んだ行政罰は科されないとされていますが、これらの報道の結果、一つは他企業に買収されましたし、またもう一つは破産宣告となりました。法のルールは、通常、明らかに人への健康被害や経済的損失、社会や施設などへの加害損壊などが罰則の対象となりますが、それが明かでない場合でも社会的制裁が求められてきています。

食の安全に対する行政の流れは、大きく変わりました。その一つは内閣府に常設されている食品衛生分科会や食品規格部会、食中毒部会など10指に余る専門の委員会には消費者代表や弁護士など従来では参加が考えられていなかった人材の登用があり、さらにこれら委員会は原則一般公開とされたこと。加えてリスクコミュニケーションという常時全国各地の国民による行政に対する意見の陳述の場が作られたことや、行政側から国民に対して行政情報の提供、さらに地方行政の食品衛生に関する監視指導計画の策定に当たっては消費者からの意見聴取が義務づけられるなど、行政の一方的な手法に歯止めがかかったことがあげられます。これらにより、食の安全に対する行政は国民にとって身近なものになったといわれていますがそれをより意義あるものとするには、国民のより多くが食品安全に関心を持つことと、関連する情報の収集の努力や理解する能力を高めることが必要だといわれています。

(社) 日本食品衛生協会・理事長 (元愛知県衛生部長)